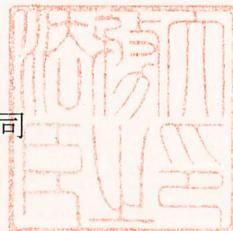


法務省人検第233号
令和5年10月6日

林弘法律事務所
弁護士 山中理司様

法務大臣 小泉龍司



情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同法同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る行政文書の名称	(1) 人事の決裁者が法務大臣となっている幹部検察官、及び最高検察庁の検事の生年月日の一覧表（令和5年4月1日以降に作成したもの） (2) 令和5年4月以降につき、法務・検察幹部名簿の作成を取りやめた理由が書いてある文書 (3) 令和5年4月以降につき、従前とは異なる形式で検事期別名簿を作成するようになった理由が書いてある文書
2 審査請求に係る開示決定等	(1) 開示決定等の日付、記号番号 令和5年8月21日 法務省人検第189号 (2) 開示決定等をした者 法務大臣 斎藤 健 (3) 開示決定等の種類 不開示決定（文書不存在）
3 審査請求	(1) 審査請求日 令和5年8月28日 (2) 審査請求の趣旨 本件不開示決定を取り消すとの決定を求める
4 諮問日・諮問番号	令和5年10月5日・令和5年(行情)諮問第873号

* 担当課等

法務省大臣官房人事課検察官人事第一係 03-3580-4111(内線2124)